

17世紀における年貢とその変遷について

佐々木潤之介

はしがき

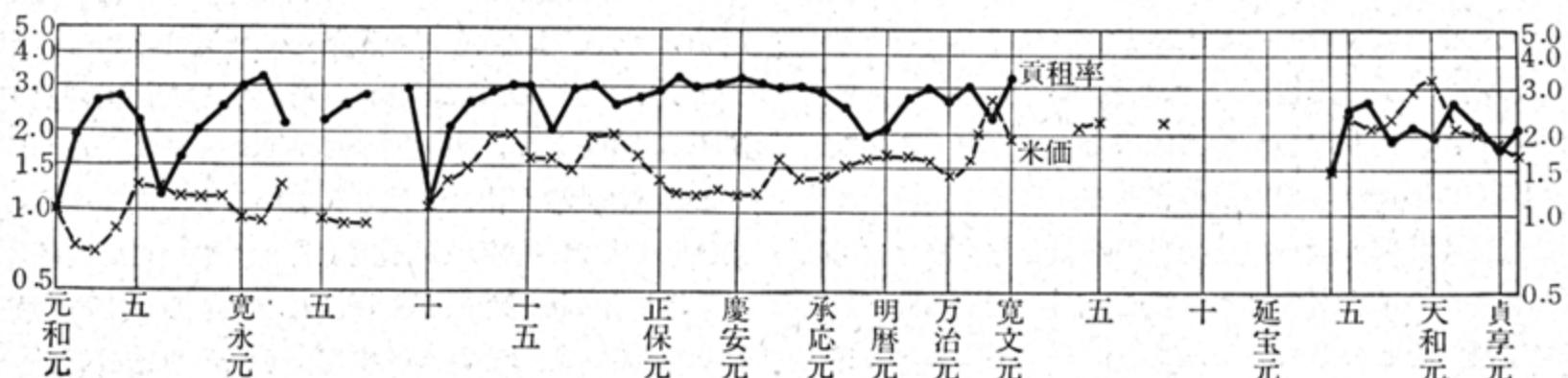
筆者は、かつて小稿「幕藩制における畿内の地位について」(『一橋論叢』43の3)において、17世紀畿内農村の特質的構造について、一定の展望を試みた。本稿は、そののち、新らに採取された史料「河内国河内郡志紀郡丹北郡御勘定目録御書替写」によって、上の展望を、とくに17世紀中期の市場構造に注目しつつ、具体化するための1作業である。なお紙幅の都合により、史料の具体的な内容やその性格等については、別稿「17世紀における年貢の機能」(『成立期幕藩制の研究』所収)にゆず

り、ここでは、1・2の図表を基に検討したい。

A 畿内における米価変動について

まず、上述史料の年貢率と、三分一銀納値段とを、元和元年を1.0として指数化し、その相関関係を示した図について検討を加えることとした。

図より明らかなことは、三分一銀納米価(上述別稿に示した如く、この三分一米価は、京坂市場値には等しい)と年貢率との関係は、元和~寛永中期、寛永中期~正保期、正保~寛文期、延宝~貞享期の4期にわけられ、とくに寛永中期を境とする前2期の変動の大きいことで



ある。

われわれにとって、17世紀中期(慶安期前後)までは、いわゆる幕藩制第1段階であり、それは、領主権力が、農民からの全剩余労働を年貢として搾取するという原則が貫徹しているという基本的特徴をもつ。それ故に、年貢率の増減は、基礎構造に急速な変化がみられない限り——その変化が、寛文期前後に展開することは別稿(「畿内農村の構造」前掲『研究』所収)に示した——農業生産の豊凶を直接的に反映し、かつ、米相場は年貢米を主とする米の供給量に、直接的に影響される。

それ故に、前述の図の示す特徴は、元和~寛永前半期において、畿内都市の米相場が、直接に畿内農村の年貢率によって規定されており、それは言い換えれば、畿内農村の負担する年貢米が、畿内諸都市の米価を決定していたことを示す。そして、このことは、畿内諸都市の畿内農村との強い結合性を示すと共に畿内以外の諸地方と畿内都市との米市場における——諸地方大名の年貢米販売における——関係の弱さを示している。それは、畿内

が、少なくとも米穀需給関係においては、1の完結性をもっていたことの表現である。

ところで、寛永10年を境として明らかに変化する様相は、図に示されるように、年貢率と米相場との変化が、直接に関連をもたないという特徴に示される。寛永10年は、他の史料(堺市南家文書)にも明らかなように、畿内農村にとっては凶作の年であった。しかし、米価騰貴は、その前後の同様の様相にくらべて、きわめて小さいといえる。その理由は、恐らく、凶作のための米価騰貴にたいして、諸地方とくに九州・西國の大名が畿内への廻米を実施し、結果として米価騰貴を削減したためと考えられる。事実、翌寛永11年、家光上洛のさい、その供奉人数は307000余人といわれるにもかかわらず、京都米価は、28.7~28.8匁より35.3匁に騰ったのみであり、これを草間直方は、「尤モ右ニ付テハ公儀并諸侯国ヨリ廻米アリシナルベシ」(『三貨図彙』)としている。

こうして、寛永10年の畿内凶作を契機に、西国九州諸大名の年貢米の、畿内への販売が展開し、その結果前

述のような年貢率と米価との関係の変化が示されたのである。それは畿内における米穀需給関係の完結性の打破であったといえる。

なお、寛永11年、京都市中戸数35419戸(『徳川十五代史』)、大坂市中人口404929人(『大坂編年史料』)であったとされているから、京都両都市のみでも55万石程度の米需要があったであろう。そして大坂市中人口は、寛永2年279610人(『大坂編年史料』)であったから、この米需要は、寛永前半期に市中人口の激増に伴って増大したものと考えられる。

寛永10年代の米価の騰貴は、それ故に、九州・四国諸大名を始めとする諸大名の、畿内諸都市への年貢米販売量と、畿内諸都市の発展との関連によって、直接的に決定されたものといえる。例えば、寛永15年の米相場の高騰は、同年島原乱にさいし、幕府が九州西国大名に年貢米の兵糧米としての確保、すなわち、年貢米禁売令(『大坂編年史料』)を命じたことの結果である。そして寛永13年以降、米価の高水準を維持させたのも、このころより始まり、寛永末年にもっとも激しい様相を呈するに至る九州西国を始めとする凶作であったのである。

B 三分一銀納について

前掲別稿に示した如く、少なくも、われわれの検討の

| | 米渡 | 代官売 | 百姓売 | | 米渡 | 代官売 | 百姓売 | |
|-----|----------|-----------|--------|--|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 元和元 | % 2.0 | % 98.0 | % 0 | | 20 正保元 | % 64.9 | % 0 | % 35.1 |
| 2 | 0.5 | 99.5 | 0 | | 2 66.6 | 33.4 | 0 | |
| 3 | 23.0 | 77.0 | 0 | | 3 66.7 | 33.3 | 0 | |
| 4 | 11.2 | 88.8 | 0 | | 4 66.8 | 1.3 | 31.9 | |
| 5 | 78.9 | 0 | 21.1 | | 5 70.1 | 5.7 | 24.2 | |
| 6 | 74.5 | 0 | 25.5 | | 6 66.6 | 33.4 | 0 | |
| 7 | 42.8 | 34.3 | 22.9 | | 7 66.7 | 33.3 | 0 | |
| 8 | 56.2 | 23.3 | 20.5 | | 8 67.1 | 32.9 | 0 | |
| 9 | 39.7 | 34.0 | 26.3 | | 9 67.5 | 2.7 | 29.8 | |
| 寛永元 | 58.2 | 1.1 | 40.7 | | 10 承応元 | 51.1 | 25.8 | 23.1 |
| 2 | 42.8 | 1.7 | 55.5 | | 11 2 64.5 | 2.4 | 33.1 | |
| 3 | 0.5 | 59.5 | 40.0 | | 12 3 66.9 | 15.7 | 17.4 | |
| 4 | ? | ? | ? | | 13 明暦元 | 66.8 | 3.4 | 29.8 |
| 5 | 76.6 | 23.3 | 0 | | 14 2 66.7 | 6.5 | 26.8 | |
| 6 | 40.3 | 0 | 59.7 | | 15 3 68.4 | 7.0 | 24.6 | |
| 7 | 33.3 | 30.4 | 36.3 | | 16 万治元 | 66.8 | 1.4 | 31.8 |
| 8 | ? | ? | ? | | 17 2 66.7 | 1.9 | 31.4 | |
| 9 | ? | ? | ? | | 18 3 67.4 | 1.0 | 31.6 | |
| 10 | 39.3 | 60.7 | 0 | | 19 寛文元 | 66.7 | 1.1 | 32.2 |
| 11 | 68.6 | 31.4 | 0 | | 20 延宝5 | 66.6 | 0 | 33.4 |
| 12 | 82.2 | 0 | 17.8 | | 21 6 62.2 | 0 | 37.8 | |
| 13 | 87.7 | 0 | 12.3 | | 22 7 54.7 | 45.3 | 0 | |
| 14 | 79.4 | 20.6 | 0 | | 23 8 30.4 | 36.1 | 33.5 | |
| 15 | 66.7 | 33.3 | 0 | | 24 天和元 | 52.9 | 0 | 47.1 |
| 16 | 66.6 | 33.4 | 0 | | 25 2 66.8 | 0 | 33.2 | |
| 17 | 66.6 | 33.4 | 0 | | 26 3 67.6 | 0 | 32.4 | |
| 18 | 66.5 | 33.5 | 0 | | 27 貞享元 | 73.7 | 0 | 26.3 |
| 19 | 66.6 | 33.4 | 0 | | 28 2 66.8 | 0 | 33.2 | |

対象としている河内天領において三分一銀納制の確定し

たのは、慶安末年以降である。そこで問題は、何故に寛永元年に三分一銀納制が制度として採用されたのかということにある。そこで、各年の年貢米のうち、農民が銀納した部分=百姓売、農民が米納し代官が販売して銀で支出した部分=代官売、農民が米納し代官が現米で支出した部分=米渡、の三者についてその比率を示した表について検討しよう。

この表より明らかなことは、元和～寛永前半期、幕府の米需要の変動——それは、前掲別稿に示す如く、主として藏詰米・兵糧米の需要の変動による——にたいして、元和4年以降寛永初年にかけて、百姓銀納がいちじるしく増加している事実である。それは、農民の年貢米銀納の要求の反映とみてよいであろう。この場合、この銀納要求を頗るにもつ農民は、決して一般小農民ではなく、展開しつつある小農民にたいして、依然として家父長制的な支配を維持していた上層農民=名田地主農民(拙稿「近世農村の成立」岩波講座『日本歴史』近世2所収)である。

この、百姓銀納の要求にたいして、元和末年以降の五分一・三分一銀納制は、農民の銀納要求を抑制する意図をもったものといえる。それはより具体的にいえば、全年貢量の3分1を百姓銀納、残りの3分2を米納とし、後者のうち、幕府が銀で収納する必要のある年貢米部分を代官に販売させるという意図であったものと考えられる。

しかし、その意図は実現されなかったことが明らかであるが、その理由は、幕府の米・銀需要量の大きな変動と、米市場における代官の米販売制の弱さ=農民の銀納要求の相対的強さとにあったといえる。それ故、三分一銀納制の確定のためには、1に、幕府の財政内容の確定、2に、小農民の市場参加の展開とが不可欠であったのである。

しかし、幕府はさらに、農民の銀納要求を抑えようとする。また、この銀納要求は、名田地主経営の解体=小農民経営の自立の展開(前掲拙稿岩波講座『日本歴史』近世2所収)によって後退するものである。この幕府の百姓銀納抑制の方針と、小農民経営の自立の展開とが結びついたとき、寛永5年6月の次の法令が理解される。

「一、御蔵米此跡のごとく百姓払にいたし候得は、百姓くたひれ申候由ニ候間、当年より御蔵奉行を被定、納切に可被仰付候之間、其段周防守越前守因幡守并御代官衆江可申渡事」(寛永日記増補、なお東武実録には、百姓払ではなく百姓掛と記し、検討の余地を残して

いる。)

この史料は、幕府が大坂城の普請のため、青山幸成、安藤重良を大坂に派遣したさいに、大坂にたいして出された覚書の1条である。

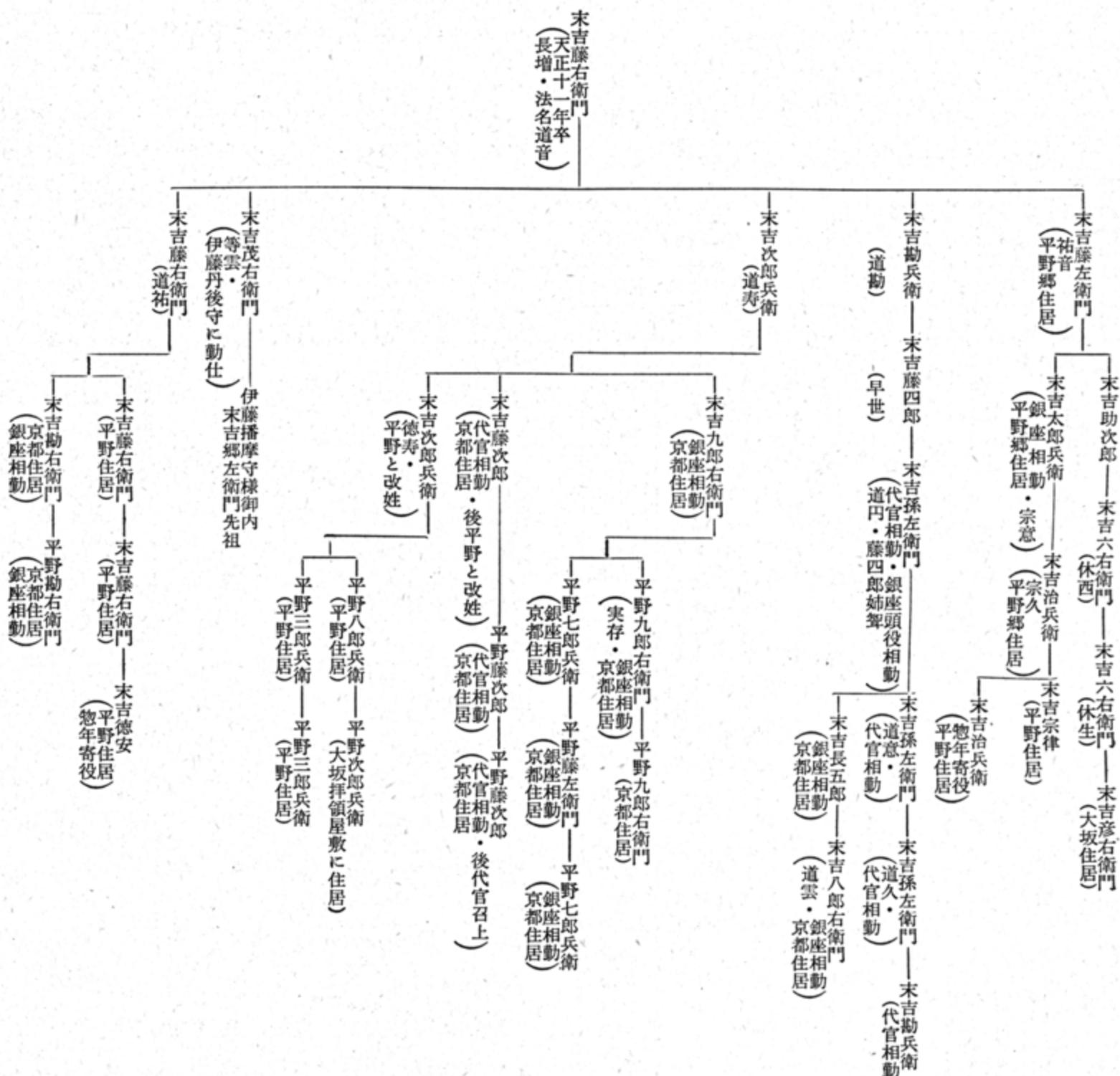
明らかのように、年貢米の百姓払=百姓銀納は、農民を疲弊させるというのであり、この場合、幕府の主たる関心は、百姓銀納の持続によって、展開しつつある小農民経営が疲弊し、生産物地代搾取が困難になることを阻止しようとすることがある。それ故に、上の史料は、名田地主経営の解体過程進行の、1つの端的な表現であるともいえよう。そして、事実、表に示したように、このうち若干の例外を除いては、百姓銀納は、慶安末年まで、皆無の状況を呈するに至るのである。

C 代官の機能について

こうして、最後に残る問題は、代官の年貢米販売機能

にあるといえる。代官の年貢米販売と百姓銀納とは、ほぼ対抗関係にあることは、すでに述べたが、その間、第1に、元和前半期にあっては、代官の年貢米販売が、全年貢量の90%前後をしめ、その減少は、一に、幕府の米需要に拠っており、第2に、元和中期から寛永初期にあっては、農民の銀納要求の増大が、幕府の米需要の減少にもかかわらず、代官の年貢米販売を大きく限定していった時期であり、第3に、寛永前半期にあっては、逆に、代官の年貢米販売が百姓銀納を限定し、第4に、寛永中期～慶安期にあっては、幕府の米需要の固定化を前提に、幕府の収納銀のほぼ全ては、代官の年貢米販売に拠っていた時期である。

これよりみると、少なくも慶安期まで、代官の年貢米販売は、変動しつつ減少・固定化するとはいえ、その年貢米販売機能は継承されており、かつ、前述の農民の銀



納要求の内容からみて、必要ともされていたということが出来る。

ところで、この算用状の作製者たる末吉家は、いわゆる西末吉家であり、末吉勘兵衛家の系譜を引く。その一族の状況は、表の如くである(末吉家文書、以下とくに断らない限り、史料は末吉家文書による)。一族は、大きく、代官・銀座商人・平野惣年寄に分けられている名族である。この末吉家一族の発展については、すでに紹介されているところであるが(豊田武『日本中世商業史の研究』465頁以下)，租税請負や、商・運送・鉱業等へ、中世末以来進出し、平野藤次郎や西末吉家は、朱印船貿易商人として、著名な商人である。

西末吉家のみに限定しても、勘兵衛にたいし、筒井順敬は

「於領地之内、諸商買付而、新儀非法不可在之候、并縱德政行候共、永代可除置候」

秀吉は、天正16年

「手前諸商売付而、諸公事被成御免除之上者、於何方茂不可有其煩者也」

同年、上杉景勝は、

「免船六艘、於分国諸浦、往還可有相違者也」

との免許を与えており、いわゆる初期豪商の1典型であることを示す。

このような豪商に代官を任せざるをえなかった事情は、前述の元和前期の様相に明らかである。幕府が大坂を直轄都市としたのは、元和2年のことであり、大坂の全国的商業の中核都市としての繁栄は、このことに基礎づけられたのであるが、少なくも、その前後の時期にあっては、これらの豪商が、畿内の市場をほぼ完全に掌握していたのであり、そのことがまた直轄都市大坂の成立のための不可欠の前提でもあったのである。

それ故、畿内における広大な天領(それは前掲別稿に示す如く、約70万石とみられる)の設置は、幕府がその経済的基盤の確定を目標にして行なったことに相違ないが、しかし、それは、上の事情の下にあっては、年貢米の販売を全面的に、豪商に委ねざるをえなかつたのである。同時にそれは、これらの豪商を、幕府がその行政機

構の中に包摂し、幕府権力との結合関係なしには、豪商としての成長・発展を遂げることが出来ないという体制を作り出したことをも意味している。

いったん豪商が代官として幕府の行政機構の中にくみこまると、その年貢米販売機能は漸減する。それは、大坂の都市的発展——幕府の取立政策に裏付けられた——に伴ない、農民の都市への米販売が展開するからであり、その結果として、農民の銀納要求が強まるからである。その様相は、元和中期より寛永初年にかけて顕わである。

ところで、すでに述べたように、百姓銀納の増大は、小農民経営を疲弊させるのであり、そのことが、百姓銀納を限定させる要因であった。寛永中期以降は、その結果として、代官の年貢米販売を、ほぼ、安定的に維持させる。しかし、それも、たかだか総年貢米量の三分一銀納部分についてのみであり、すでに、元和初年のような豪商的機能は果たしえなくなるのである。

むすび

以上の検討から、筆者がとりあえず展望しておきたい点は、豊臣期～徳川初期の米穀についての市場構造について次の諸点である。

(1) 寛永中期以前、畿内の市場構造は、畿内都市と畿内農村との結合によって、完結性をもっている。

(2) その市場は、豪商の掌握下にあり、豪商と名田地主的農民との対抗関係が、主たる市場をめぐる問題である。

(3) 畿内市場構造の、上の完結性の崩壊は、そのまま幕藩制的分業関係の成立を意味し、それは寛永中期である。

(4) 小農自立の未熟の故に、三分一銀納制は、慶安期まで確定せず、それ故、代官の年貢販売機能は、それ迄持続される。

(5) 上の過程にあって、豪商は代官として行政機構の中に包摂されることによって、その豪商的性格を喪失していく。

そして、以上の諸点は、寛永後半期の鎖国の形成と密接に関連しあうものと考えられる。(1964.7.20)